

〔質問〕 沖本

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

なお、あらかじめ議長から質問に係る資料を議場モニターに映すことの許可をいただいていることと資料映写における新聞紙面、記事の転載並びに口述における引用については新聞社から許諾を得ていることを申し添えておきます。

まず、大項目の1、危機管理体制の強化について。

令和3年第2回定例会で質問させていただいた質問内容の追跡質問をさせていただきます。

令和3年第2回定例会の一般質問では、東京理科大学総合研究員教授の小林恭一氏が、21世紀は自治体が真の危機管理を求められる時代だと提唱され、危機管理担当は防災担当職員の兼務が大半、防災担当職員は日常的防災業務や予算、議会答弁など、今日の業務で手いっぱい、危機管理体制の整備は未知の事態を想定し、広範な部局と調整するなど、能力と労力が必要な業務だが今日必要な業務ではないので兼務だと後回しになりがち、危機管理に本当に取り組むなら防災業務との兼務では無理、日常的防災業務と危機管理業務は別の業務と認識することが必要、防災担当職員を危機管理専従職員にして日常的防災業務から切り離す、以上のような危機管理体制の現状と考察から、危機管理専従職員、危機管理監の設置の必要性を訴えられていることを申し上げ、本市における危機管理専従職員、危機管理監配置、あるいは設置の必要に対する見解を伺いました。その際、佐藤市長からは、「小林恭一氏の提唱は拝見をさせていただいております。地方自治体の災害対応体制について、的確な現状認識の下に提唱をなされていると感じておりますとともに、昨今発生している災害の様相に鑑みますと、現状の危機管理体制を強化する必要を感じております。」と答弁され、さらに「防災・減災の言葉でくくることのできない危機への対応、市を挙げて対応しなければならない事態が発生したときに、市長、副市長を補佐し、市民の生命、身体、財産を守るため応急対策等、総合的に実施するという役割を担う危機管理課専従職員を設置する必要性を強く感じているところでございます。今後予定される組織の見直しに向け、研究、検討してまいりたいと考えております。」と答弁をされています。また、私の再質問「地震災害しかり、様々な自然災害の減災に向けてリーダーシップを発揮していただき、部局横断的な危機管理対応の充実を図れるようにする。そうした危機管理監の配置、そしてその部下にもやはり専従職員を置いて組織改編が必要なのではないかと考えております。先ほど答弁いただいておりますが、さらにそういった強い気持ちを持っていただきながら、組織改編が進むことを望んでおります。見解を求めておきたいと思っております。」と伺ったところ、「議員よりご指摘をいただきました専門職の拡充等、組織としての拡充も大変重要なことであるとも考えておりますし、また、本市はこれまで市民の皆さんと協働で強いまちづくりということを取り組んできた経過もでございます。今まで取り組んできた市民とともに歩んできた災害に強いまちづくりをより一層進めていきたいと考えておりますし、また、危機への対応については、専門的な分野から様々なアプローチをしていけるよう、強い組織づくりも同時に考えていきたいと思っております。」との答弁をいただいております。

さて、今回の議案第69号座間市行政組織条例の一部を改正する条例により組織が見直されているわけですが、前回の一般質問の答弁以降、組織の見直しに向け、研究、検討された結果、今回の組織の見直しでどのような危機管理体制の強化が図られたのでしょうか。改めて市長の見解を伺います。

次に、大項目の2、第5次男女共同参画基本計画に係る取組について当局へ伺います。

まず、小項目（1）指導的地位への女性の参画拡大について伺ってまいります。

ご存じのように、令和2年12月25日、第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。第5次男女共同参画基本計画、全ての女性が輝く令和の社会へは、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの基本認識並びに令和7年度末までを見通した施策の基本的方向及び具体的な取組を定めたものです。計画は第1部の基本的な方針、第2部の政策編で構成され、第2部は三つの政策領域、一つ目は、あらゆる分野における女性の参画拡大、二つ目は、安全・安心な暮らしの実現、三つ目は、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、そしてこれらの取組を総合的かつ計画的に推進するために、4として推進体制の整備、強化で構成されています。また、1から3の政策領域の下に、重点的に取り組む11の個別分野を設け、これら11分野及び4の推進体制の整備強化について、繰り返しになりますが、それぞれ令和12年度末までの基本認識並びに令和7年度末までを見通した施策の基本的方向及び具体的な取組を定めるとともに、具体的な取組の実施により達成を目指す成果目標を設定しています。この成果目標とは、それぞれの分野において上げる具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準になります。また、当該成果目標に係る項目に直接取り組む機関、団体等が地方公共団体や民間団体など政府以外の場合には、政府がこれらの機関の団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置づけられるものになっています。

今回の私の質問は、一つ目のあらゆる分野における女性の参画拡大の第1分野、政策、方針決定過程の女性の参画拡大の中の市町村職員の各役職段階に占める女性の割合、消防吏員に占める女性の割合、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合に着目し伺うことにします。

まず、同項目の基本認識を抜粋して読み上げます。「指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である。社会制度や慣行が男女のどちらか一方に踏切に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識、偏見等及び過去の差別や経緯に起因して生じた男女の置かれた社会的状況の格差の解消に取り組まなければならない。国際社会において、2030年までにジェンダー平等の達成を目指していることも踏まえ、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。このため、令和7年（2025年）度末までに成果目標を着実に達成するとともに、指導的地位に占める女性の割合についてモニタリングを充実させ、これに基づき必要な対応を加速させるなど、取組を強化する。さらに、その水準を通過点として、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保され、女性の参画拡大が継続的に進展するよう取組を進め、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えてさらに上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指す」このように記されています。平成19年、男女共同参画会議で決定されている指導的地位の定義では、①議会議員、②法人・団体などにおける課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職に従事する者（弁護士や医師、大学講師など）としています。こうした基本認識の下、その成果目標として、市町村職員の各役職段階に占める女性の割合、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を抜粋してご紹介します。モニターを切り替えてください。

モニター画面の表は、2025年度末までの成果目標値と2020年の全国の現状値になります。なお、便宜上、政令指定都市の現状値は省かせていただいております。係長相当職の成果目標値は40%、全国の現状が35%、課長補佐職、課長補佐相当職の成果目標値は33%、全国が29.2%、課長相当職の成果目標値は22%、全国の現状が17.8%、部局長、次長相当職の成果目標値は14%、全国の現状が10.1%、

審議会等委員の成果目標値は40%以上60%以下、全国の現状が27.1%、以上のようになっています。

この成果目標に対して、本市の消防以外の職員におけるそれぞれの割合を調査したところ、令和4年4月1日現在、モニター画面の赤枠内のようになっています。これを見ると、課長補佐相当職と課長相当職は59%と39.1%で既に国の成果目標に達成していることが分かりますが、課長相当職は26.4%で全国の現状値に及ばず、部局長、次長相当職は12.5%で全国の現状値には勝っていますが、成果目標には及んでいないことが分かります。また、審議会等委員は38.4%でこちらも全国の現状値には勝っていますが、成果目標には及んでいないことが分かります。このことについて、それぞれ国が定める成果目標における本市の課題や今後の取組について当局の見解を伺います。モニター画面を戻してください。

次に、小項目（2）防災に係る男女共同参画の推進について伺います。

前述のあらゆる分野における女性の参画拡大に続けて二つ目の安全・安心な暮らしの実現の第8分野、防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進の中の市町村防災会議の委員に占める女性の割合。消防吏員に占める女性の割合、消防団員に占める女性の割合に着目し伺うことにします。

まず、同項目の基本認識を抜粋して読み上げます。「「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、様々な取組が進められてきた。また、第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」において、災害リスク削減を基本理念とし、女性のリーダーシップを促進することや女性の参画・能力開発が打ち出されている。新型コロナウイルス感染症の拡大により、避難所運営等における感染症対策の取組が行われているところ、こうした取組にも男女共同参画の視点が反映されることが重要である。このため、国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。また、地方公共団体が、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含め女性が主体的な担い手であるという認識を国内外で共有し、男女共同参画の視点を取り入れた取組が国内で進められるように国として支援を行う。」このように記されております。

こうした基本認識の下、その成果目標として先ほど述べたように、市町村防災会議の委員に占める女性の割合、消防吏員に占める女性の割合、消防団員に占める女性の割合を抜粋してご紹介します。モニター画面を切り替えてください。

市町村防災会議の委員に占める女性の割合の成果目標値は早期に15%、さらに2025年には30%を目指すとしています。それに対して、全国の現状は2020年8.8%、消防吏員に占める女性の割合の成果目標値は2026年度当初に5%、全国の現状は2019年度2.9%、消防団員に占める女性の割合の成果目標値は2026年度に10%を目標としつつ、当面5%としており、全国の現状は2019年度に3.2%、以上のようになっています。

この成果目標に対して、本市におけるそれぞれの割合を調査したところ、令和4年4月1日現在、モニター画面の赤枠内のようになっています。これを見ると防災会議の委員に占める女性の割合と消防吏員に占める女性の割合は12.5%と4.5%、全国の現状値よりも多いことが分かりますが、成果目標には及んでいません。また、消防団員に占める女性の割合は0%であり、なかなか難しいことがうかがえます。

前述の座間市の各役職段階に占める女性の割合や審議会等委員に占める女性の割合と同様に、このことについてそれぞれ国が定める成果目標における本市の課題や今後の取組について当局の見解を伺います。モニター画面を戻してください。

次に、小項目（3）「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガ

イドライン～」に基づく取組状況調査結果について伺います。

先ほどの第8分野、防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進の基本認識の中で申し上げましたが、内閣府は第5次男女共同参画基本計画において、令和2年5月に公表した災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～、以下、ガイドラインと略称します。このガイドラインの活用徹底とガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップし、見える化することを掲げ、ガイドラインの内容に基づく地方公共団体の男女共同参画の視点からの防災・復興に係る取組状況の把握（令和3年1月1日から12月31日）とともに、好事例の収集及び今後の取組推進に向けた課題の抽出を目的とした調査を実施しています。モニター画面を切り替えてください。あっ、失礼しました。モニター画面を閉じてください。失礼しました。

調査の質問事項は、1、平常時の備えについて、初動段階について、3、避難生活について、4、復旧・復興についての観点から大きく11問の設問で構成されております。

平常時の備えについては、問い1の本庁の行政職員のうち、防災・危機管理部局に配属されている女性職員の状況を教えてください。（令和3年12月31日現在）問い2の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、職員に対し、男女共同参画の視点からの防災をテーマにした研修・訓練を1回以上実施していましたか、以下、問い7、これまで地域の防災活動に女性が参画するための取組をしていますか（令和3年12月31日時点）という設問がされています。ガイドラインに係る質問は昨年令和3年第4回定例会で前任者がされておりますので、私からは今述べた調査の結果が令和4年5月27日に公表されていることから、調査に対し、本市としての回答、本市の現状はどうか、県内の他自治体と比べた場合の考察、本市としての取組をどのように評価され今後どのような取組をお考えなのか当局の見解を伺います。

次に、大項目の3、いじめへのアプローチについて伺います。

まず、小項目（1）本市におけるいじめの現状について伺います。モニターを切り替えていただきたいと思ます。

こちらは今年10月28日の神奈川新聞の1面に掲載された記事です。この記事は、見出しにあるように、不登校といじめに関して報じられた内容になっています。今定例会一般質問では不登校に係る議論が多くの前任者により行われておりますが、現状認識として改めて記事を抜粋し紹介させていただきます。「2021年度に神奈川県県内公立小・中学校で30日以上欠席した不登校の児童・生徒は、前年度比2,389人増の1万6,656人で、過去最高となったことが27日、県教育委員会の問題行動・不登校等調査で分かった。公立小・中学校と特別支援学校が認知したいじめ件数も7,774件増の3万835件で過去最多となった。県教委は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活環境の変化の影響が一定程度あると見ている。対人接触を控える必要があることなどから、子供同士の関係づくりが難しく、行事の縮小や削減などの活動制限もあり、子供によっては学校に行く気になれなかったり、ストレスによるいじめにつながっている可能性はあるとしている。いじめについては前年度コロナに伴う一斉休校などにより、対人接触が減った影響で減少したが、再び増加に転じた。小学校が6,483件増の2万5,770件で中学校が1,203件増の4,822件、身体的被害や長期欠席が生じた重大事態は小学校5件（前年度比3件減）中学校3件（同3件減）だった。」以上のように報じられております。

次に、このグラフは新聞紙面にも掲載されていますが、県教育委員会が公表しているデータから作成したグラフで、県内のいじめの認知件数の推移（公立学校）を表したものです。小・中学校とも右肩上がりになっており、先ほど申し上げたように、小学校が2万5,770件、中学校が4,822件と過去最多になっています。

次に、このグラフは、事前に当局から頂いたデータで作成した本市の小・中学校のいじめの認知件数の推移を表したものです。本市の場合は2017年度の小学校413件、中学校92件がともに最多となり、その後、減少傾向になりましたが、2021年度は前年度から小学校で33件の増、163件となり、中学校では24件の増、46件となっています。まずはこうした傾向をどのように分析されているのか、当局の見解を伺います。

次に、小項目（2）いじめ問題の対応における指摘について伺います。

今年の9月18日に読売新聞の1面に掲載された記事をご紹介します。こちらの記事では、教育委員会でいじめ問題を担当する職員は教員出身者が多く、身内意識から対応が甘くなり、調査の中立性や専門性に欠けるといふ指摘を報じられたものです。記事の内容を抜粋して紹介します。「全国主要都市の教育委員会の5割超で、いじめ問題を担当する職員全員が教員出身者で構成されていることが読売新聞の調査で分かった。教委が適切に対応せず、深刻な事態に発展する事例が絶えない背景に、調査担当に教員出身者が多く、身内意識や第三者の目が入らないことから、初期段階でいじめを認めないことがあると指摘されてきた。いじめ防止対策推進法では、深刻ないじめを重大事態と定め、学校や教員、調査組織の設置を義務づけているが、教委が適切に対応せず、事態が悪化する事例は少なくない。北海道旭川市の中学2年女子生徒が昨年3月に凍死体で見つかった問題では、女子生徒がいじめに苦しみ、学校に死にたいと電話をしたが、学校はいじめではないと判断。市教委も調査しなかった。担当した職員は12人全員が教員出身だった。女子生徒の死後、市教委は対応の不備を認め、遺族に謝罪した。市教委の第三者委員会は今月、最終報告で市教委が積極的に加入すべきだったと批判した。教育法学者のA氏は、現場に詳しい教員出身者は一定数必要だが、身内意識から対応が甘くなり、調査の中立性や専門性に欠けると指摘。法令に詳しく客観的に対応できる行政職員を置き、教員出身者に目を光らせるべきだと強調した。」以上のように報じられています。まずはこの新聞報道によるいじめ問題の対応における指摘について、教育長の率直な見解を伺います。モニター画面を戻してください。

次に、小項目、新たないじめへのアプローチについて伺います。

2013年にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめが発見されやすくなったという見方もある一方、深刻な事案は後を絶ちません。前述のとおり、昨年、いじめが原因とされた児童・生徒の自殺に注目が集まり、学校や教育委員会への対応に批判が殺到しました。体制の限界を指摘する声もある中、既に新たな取組を始めた自治体があります。大阪府寝屋川市です。寝屋川市は2019年10月からいじめは人権侵害だとして行政と法によるアプローチを始めました。いじめ対応の専門部署、監察課を設置して、市内小・中学校のいじめ問題の解決に取り組まれています。「監察課は必ず解決します！いじめだけでなく、学校生活や先生のことなど、どんなことでも相談ください！」と寝屋川市危機管理部監察課のウェブページにはこのように力強い文言が記されています。現在、監察課は9人体制で弁護士資格を持つ職員のほか、福祉部局での経験を有するケースワーカーなどの職員らで構成されています。寝屋川市ではいじめの増加や重大事態の発生はありませんでしたが、学校現場では通常いじめが起きると学級運営や人間関係も踏まえ、お互いあやまって仲よくしていこうという姿勢で対応するといひ、見守りは大切だがこうした基本姿勢が結果として指導の弱さや対応の遅れにつながり、いじめが深刻化して訴訟に発展する。重大事態の多くがこの経緯をたどっており、子供を守るには教育的アプローチだけでは限界があると考えたそうです。学校へのカウンセラーの派遣や教育委員会への第三者機関の設置なども十分解決につながらない現状から、同市は教育的アプローチに行政的アプローチと法的アプローチを加え、3段階でいじめに対応することにしました。貫かれているのはいじめは人権侵害

という視点、いじめは市民間の人権侵害であり、子供も市民なのでいじめという人権侵害があれば、担当部局として解決していくという姿勢を示されています。こうした寝屋川市の取組、新たないじめへのアプローチについて、教育長の率直な見解を伺い、1回目の質問とします。（拍手）

〔答弁〕市長

沖本議員の一般質問に答弁をさせていただきたいと存じます。

私からは、危機管理体制の強化についてということで、令和3年第2回定例会で沖本議員のご質問に対しまして「防災・減災の言葉でくくることのできない危機への対応、市を挙げて対応しなければならない事態が発生したときの危機管理体制への強化に対し組織の見直しに向け研究、検討してまいりたい。」といった旨の答弁を私がしたことにつきまして、今回の組織の見直しでどのような危機管理体制の強化が図られたのか、私の見解を伺うというご質問をいただきました。

今回、議案第69号、座間市行政組織条例の一部を改正する条例の提案説明や総括質疑の答弁の中で申してまいりましたが、今回の組織の改正に向けましては、分野横断的な課題や緊急的な課題に迅速かつ柔軟に対応できるような体制をまずは見直したものでございます。そして参考資料として配付をさせていただいておりますが、座間市行政組織図案でお示ししているところでございますが、危機管理事案に対し、より迅速かつ的確に対応するため、1課2係としております。また、長年の勤務で防災・危機管理に関する知識や経験を培った退職自衛官の方には引き続き任に就いていただくことも含め、平時から災害発生時への対応能力の向上に努めてまいります。

私からは以上でございます。

〔答弁〕市長室長

防災に係る男女共同参画の推進についてお答えします。

まず、防災会議の委員に占める女性の割合についてです。

防災会議の委員は座間市防災会議条例の規定により、指定地方行政機関の職員や神奈川県知事の部内の職員、神奈川県警察の警察官等とし、それぞれの団体や機関から選出していただいております。災害対応に当たっては、男女共同参画の視点からの取組を進めることは重要であると捉えておりますので、国が定める成果目標を達成できるよう、先進事例を調査研究するなどし、さらに女性委員の割合を高められるよう努めてまいります。

次に、ガイドラインの調査結果について総括的にお答えします。

県内の他自治体と比較し、防災危機管理担当部局の女性職員の割合や防災会議の女性委員の割合は高いですが、市町村が主として常備備蓄している女性用品、妊産婦用品、乳幼児用品は少ない傾向にあります。このことから、女性の視点に立った必要な物資や施策を地域防災計画や各種マニュアルに反映させ、ニーズに的確に応えることが必要であると考えております。今後、男女共同参画主管課と連携し、女性職員の参画も得ながら女性と男性のニーズの違いなどを十分に踏まえ、物資の選定、備蓄に努めてまいります。

〔答弁〕総務部長

第5次男女共同参画基本計画における取組の実施により、達成を目指す成果目標についての市町村職員の各役職段階に占める女性の割合の本市の課題や今後の取組について答弁いたします。

議員おっしゃるとおり、指導的地位に占める女性の割合について、一部同計画の成果目標に及んで

いない役職もございます。このことについては、課題として引き続き当該職制の適正に基づき対応していきたいと考えております。

今後の取組として職員に昇進することによる仕事のやりがいや魅力について理解してもらい、若い職員にはその先の昇進に意欲を持ってもらうことが最も重要であると考えており、現職の管理職も含め、広く機会を捉えて周知していきたいと考えております。

さらには、働きやすい職場環境の整備が重要であると考えており、休暇制度の確保や所属長をはじめとした周りの職員による働きやすい職場づくりなど、今後もさらなる職場環境の充実に努めてまいります。

〔答弁〕 市民部長

審議会等委員に占める女性の割合について、国が定める成果目標における本市の課題や今後の取組についてお答えします。

本市では、これまでも附属機関等への男女共同参画促進要綱に基づき、附属機関等の委員の構成比率がおおむね50%になることを目標に登用を促進し、審議会等委員に占める女性の割合は本年4月1日現在、38.4%で全国的に見ても高い水準ではありますが、ここ10年ほぼ横ばいの状態が続いており、国が定めている40%以上60%以下という目標には達していない状況です。女性委員の登用が進まない要因としては、本市では委員の選出について規則等で学識経験者や関係団体の長に委嘱すると規定している審議会等が多く、そうした方々の比率は男性が高い傾向にあることや関係団体の中には女性がほとんどいないという団体もあり、従来の選出方法では女性が選出されづらいという状況にあることなどが考えられます。市の政策方針決定に関わる審議会等において、男女が均等に参画し、様々な意見が政策に反映されることは大変重要だと考えますので、今後は一般市民を対象にした公募制を導入したり、関係団体への委員の推薦を依頼する際には、肩書にとらわれず、積極的に女性を選出してもらうよう働きかけを行うとともに、職員や市民、企業、団体に対し、男女共同参画の意識啓発を行ってまいります。

〔答弁〕 消防長

第5次男女共同参画基本計画に関わる取組についてご質問をいただきました。

初めに、本市の消防に関わる女性割合の課題についてですが、消防吏員及び消防団員の女性の活躍を進めることにより、女性ならではの新たな視点を取り入れることにより、多様な住民への対応能力が向上、消防救急活動等の活性化につながると考えておりますが、女性の力が発揮できる環境整備が課題であると考えます。

次に、今後の取組についてですが、消防吏員のみならず、消防団員も女性が活躍できる職場であることを含め、具体的な業務内容や勤務条件など、消防の仕事の魅力について積極的にPRするとともに、消防施設等の環境整備に取り組んでまいります。

〔答弁〕 教育長

いじめへのアプローチについて、3点ご質問をいただきました。

初めに、いじめの認知件数の推移についてどのように捉えているかについてお答えをいたします。

いじめの認知には児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査で、都道府県間の差が30倍を超える状況にあったため、平成28年3月に文部科学省からいじめの正確な認知に向けた教職

員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）が出され、いじめの認知に関する考え方が教職員に周知されました。本通知に基づき、いじめがより細かく認知されるようになったため、平成29年度の認知件数は急増しています。これに対して、市内小・中学校では、いじめに対する未然防止や早期発見の意識を教員間で共有し、お互いに認め合える気持ちを育てる指導を行うことやいじめにつながる可能性のあるものを早い段階で教員が認識することで未然防止が図られ、認知件数は減少していると考えられます。さらに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として3密を避けた教育活動が実施されたため、児童・生徒同士の関わりを持つ場面が減少したことで、認知件数も減少しました。令和3年度は感染対策を取りながらも、できるだけ通常の学校生活が実施されるようになり、児童・生徒が関わりを持つ機会が増加したこと、また、それまで対人関係を控える必要があったため、人間関係づくりが難しくなり、トラブルが発生しやすくなっていったという面があったと考えられます。

次に、新聞報道によるいじめ問題の対応における指摘について、私の見解を申し上げます。

旭川市で女子中学生が遺体で発見されるという大変痛ましい事案が発生してしまったことは、重く受け止めなければなりません。座間市いじめ防止基本方針にもありますように、私たちは全ての子供たちが安心して学びを深め、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、いじめの防止及びいじめからの救済等の取組を地域全体で推進していくことを目指しています。いじめを見過ごさない、いじめに対して毅然とした態度で対処できる、そして何よりも自分の存在だけでなく、他者の存在をかけがえのないものであると認め合える社会を築いていくためにも、学校、家庭、地域、行政が一体となり、いじめの被害をなくすよう取り組んでいく所存です。

昨今、教育委員会の対応を身内をかばい合う組織という言い方の論評を目にすることがあります。しかし、ほとんどの教育委員会職員は教育行政や学校の信頼を確保するために、労を惜しまず日々努力しています。学校側に不手際があれば、厳しく適切に指導している職員の姿を私は何度も目にしています。本市でいじめ問題が発生した場合には、学校から教育委員会に連絡が入り、必要に応じて迅速に教育部内で会議を開催し、情報の共有、今後の対応について検討し、それを受けて学校に指導、助言を行います。直接、教育指導課の担当指導主事が学校に出向き、一緒に対応する場合もあります。いじめの重大事態が発生した場合には、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、または特別の利害関係を有しない専門的知識及び経験を有する医師、弁護士、警察OB、座間市PTA連絡協議会の代表者などから構成される第三者委員会である学校課題協議会という調査組織が準備されていますので、公平性、中立性を確保し、迅速に対応していきたいと考えております。

最後に、寝屋川市の取組、新たないじめへのアプローチについて、私の見解を申し上げます。

寝屋川市では、いじめ防止に関する新たな条例を制定し、その条例に基づき監察課を設置し、積極的に相談を受け付け、いじめ対策を行っているとのことでした。学校ではいじめ問題が発生した場合、常に最善を尽くして対応していますが、全ての案件について迅速に対応できるわけではなく、解決に時間を要する場合があります。寝屋川市では、いじめ問題に対して教育的アプローチだけでなく、行政的アプローチ、法的アプローチの段階を用意され、相互に補完し合いながら効果を高め、機能強化につながっているといいます。寝屋川市の監察課には、生活保護を担当してきたケースワーカーや弁護士資格を持つ人などを配置し、直接対応に当たっているといいます。学校現場に外部からのこうしたアプローチは必要であると私も考えており、この試みを参考に、今後研究させていただきたいと思えます。

以上です。

〔質問〕 沖本

それでは、いただいた答弁に対して質問した順に再質問を行ってまいりたいと思います。

大項目の1、危機管理体制の強化についてなのですが、市長から答弁をいただいたのですが、ちょっと私の観点と異なるようなのでもう一度伺わせていただきます。私の前回の質問では、本市における危機管理専従職員、危機管理監の配置あるいは設置の必要に対する見解を伺ったところです。それに対して市長は、「昨今発生している災害の様相に鑑みますと、現状の危機管理体制を強化する必要性を感じております。」こうした答弁をいただいています。また、「防災・減災の言葉でくくることのできない危機への対応、市を挙げて対応しなければならない事態が発生したときに、市長を副市長は補佐し、市民の生命、身体、財産を守るため、応急対策等に総合的に実施するという役割を担う危機管理専従員を設置する必要性を強く感じているところでございます。今後予定されている組織の見直しに向け、研究、検討してまいりたいと考えております」という、こういった答弁をいただいております。

また、部局横断的な危機管理対応の充実をされるようにする、そうした危機管理監の配置、そしてその部下にもやはり専従職員を置く組織改編が必要なのではないかと私の質問に対しては、「専門職の拡充等、組織としての拡充も大変重要である。危機への対応については、専門的な分野から様々なアプローチをしていけるよう強い組織づくりも同時に考えていきたい」、こうした答弁をいただいたわけなのですが、当然そういう市長の思いや考えの下でこれまで当局と調査研究されて、危機管理体制の強化につながるような組織づくりを指示をされたのではないかと私は考えております。先ほど答弁の中でありましたけれども、1課2係にすることがこうした組織づくりの最終形態なのでしょうか、市長の見解を改めて伺っておきたいと思っております。

また、引き続きこの危機管理課には退職自衛官の方が配属されているわけですが、専従職員という考え方という、この方だけと理解してよろしいのでしょうか。あるいは、さきに述べたように、危機管理監、そういう位置づけとして考えられているのでしょうか、改めて市長の見解を伺いたいと思っております。

今回、前任者の質問に対してもありましたけれども、市長室に所管されていた危機管理課が新たにつくられたくらし安全部の下に所管されています。前任者の質問に対して市長室長の答弁では、ちょっと正確性に欠けるかもしれませんが、「くらし安全部に位置づけしつつ、これまで先進的に取り組んできた危機管理に関する取組の継続、強化について引き続き努めてまいります」といった答弁だったと思いますが、今回の組織の見直しという考え方という、さきに述べた市長の思い、考えというのはどちらに反映されているのか、この所管部を替えただけなのかとも私は取れてしまったのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか、改めて市長の見解を伺っておきたいと思っております。

それから、大項目の2になりますが、小項目の(1)指導的地位への女性参画の拡大について再質問を行います。

皆さんもテレビ等で報道がありましたらご承知だと思いますけれども、ちょうど先週の12月3日金曜日ですが、世界の様々な地域、国際機関からの女性の分野で活躍するトップリーダーが参加し、日本及び世界における女性のエンパワーメント、女性の活躍促進のための取組について議論が行われる国際女性会議、WAW、ワウと呼ばれるそうですけれども、このシンポジウムが都内で開かれております。開会式に出席された岸田首相は、「女性の経済的自立は政権が掲げる新しい資本主義の

中核だ」と述べられて、全ての分野での女性の視点を取り入れた政策づくりを進める考えを改めて強調されております。

総務部長の答弁をちょっといろいろ聞いておりましたけれども、この国が定める成果目標、今後の取組ということで答弁をいただいたのですけれども、確かに部長おっしゃるように、まずはこの魅力であるとか意欲を出させるというか、引き出すというか、そういう発信も当然必要だし、環境の向上あるいは充実という、そういったところが重要であるとおっしゃっていたと思うのですけれども、この成果目標を達成するために、まずは部長おっしゃるように、そのための手段を考えることが先決なのではないかと私も考えております。

そこで、ぜひ参考にしていただきたいと考えるのがお隣の海老名市の取組なのですね。海老名市では、女性職員のキャリア形成上の課題解決や不安、悩みの解消、緩和を支援し、職員個人の成長をサポートする事業の推進に向けた職員意識の把握を目的としたアンケート調査を実施されています。海老名市のホームページから誰でもご覧いただけます。興味のある方はご覧いただければと思うのですが、このアンケート調査、実施期間、令和4年6月6日から24日、対象者は、市役所正規女性職員（任期付職員を除く）の305人、内訳として、管理職48人、非管理職257人。この調査結果として、有効回答者数が214人、回答率は70.2%、内訳は管理職33人、68.8%、非管理職が181人、70.4%となっています。

この結果の概要として、回答者全体の73%が女性が活躍できる環境である（どちらかといえばそう思うを含む）と73%が認識しています。76%が自分の能力を発揮できる仕事や機会を与えられている（どちらかといえばそう思う）と回答しています。また、管理職登用が進んでいる（どちらかといえばそう思うを含む）との回答は41%になっています。昇進の希望については、昇進したくない（どちらかといえばそう思うを含む）は全体の28%で、7割強は昇進することを否定的ではないということにしています。先ほど部長からありました働きがい、あるいはモチベーションを高めるために重要視していることの上位2項目は、職場の雰囲気、それから仕事とプライベートの両立、こういうことでした。最後に総括として、今回のアンケート調査から海老名市役所は、女性職員にとっておおむね働きやすい環境であると認識されていることが分かったと示されております。今後は、国が推進している自治体DXの進捗状況に留意するとともに、先進自治体の取組事例を確認しつつ、（1）業務見直しの推進、長時間時間外勤務の解消、フレックス勤務等、柔軟な勤務体系の導入活用を促進など、仕組み、制度の見直しと充実、（2）職場の雰囲気、上司の理解、家族の理解と協力など、良好な人間関係の構築に関し、市としての取り組み方を検討していく必要があるとまとめておられます。

こうした現状把握、職員の意識を調査することは非常に大切なことだと思っています。本市としても、こうした調査をできれば男女ともに実施していただいて、ただ成果目標値を目指すということを目的とするのではなく、真に政策方針決定過程への女性の参画拡大を目的とした施策の立案を望むものですが、当局の見解を伺っておきます。

次に、小項目の2になります。防災に係る男女共同参画の推進について伺います。

消防、いろいろ大変なまずは環境を整えるのもあるし、その魅力をPRするというのもしていかねなければいけない、重々私も分かっております。なかなか難しいところであると思うのですが、一つだけ伺います。

今回の質問するに当たりまして、先ほど女性管理職の数値データ等いろいろ調べていたのですけれども、本市のホームページから閲覧できる女性活躍推進法に基づく取組のページにある座間市特定事業主行動計画並びに特定事業主行動計画の取組状況及び女性の職業選択に資する情報の公表について、

この中に女性消防職員のことも数値データや本市としての取組が示されておりました。その中には、消防管理職、消防管理職への女性登用について課題として記されています。現状でいえば、難しい課題だと私も捉えているのですが、消防管理職への女性登用についてはどのようにお考えなのか、今後を見据えた消防長の見解をお示しいただければと思います。

次に、小項目の(3)「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン～」に基づく取組状況の調査結果について伺ってまいります。

令和4年5月27日に公表された調査結果、この調査に対する本市の回答、本市の現状はどうか、県内の他自治体と比べた場合の考察、本市としての取組をどのように評価され、今後どのような取組をお考えなのか当局の検討を伺ったのですけれども、何かさらっと言われたような気がしているのですが、私的にちょっと思ったのは、この調査結果について、特に問1の「本庁の行政職員のうち、防災危機管理部局に配置されている女性職員の状況を教えてください」という問いがあるのですね。令和3年12月31日現在ということでは本市は33.3%、全国的にはこれ10%程度、6割の自治体ではゼロと言われている中で、また県内平均は9.8%となっています。こうしたことから大いに評価をするものです。

また、問2の「令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、職員に対し男女共同参画の視点からの防災をテーマにした研修、訓練を1回以上実施しましたか」という問いでは、「独自の取組として実施されているのは本市のみでした。その内容は、男女共同参画と地域防災をテーマに講演会を開催し、市職員にも参加を促したというものであります」となっていました。この講演会、昨年7月3日に市と座間市男女共同参画推進委員会で第18回あくしゅフォーラム「男女共同参画と地域防災～誰もが生きやすい社会とは～」と題して開催されたものであり、地域防災における男女共同参画の視点の必要性を学ぶ機会であったと認識しております。この取組についても大いに評価をするものです。

一方、問4の「令和3年12月31日時点で、これまでに地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引、マニュアル、ガイドラインを含む）の作成・修正に当たって男女共同参画の視点を取り入れるため取組をしていますか」という問いでは、問いの4-1、4-2、4-3で全20項目の実施状況を問われ、本市は実は三つのみの実施にとどまっております。県内の政令市を除く市町村30自治体の中で27番目という結果になっています。

そこで、伺うのですけれども、例えば4-2の「避難所運営に関する指針に次の項目が記載されていますか」という問いの中、情報伝達、コミュニケーションの確保であるとか女性への暴力やセクハラ防止のための安全対策などが記載されていない、また、問3の「避難所運営に関する指針に男女共同参画の視点を考慮して、下記の設備の設置が記述されていますか」という問いの中では、更衣室、授乳室などが記述された内容など、そうしたことが上げられています。本市として、こうしたところを今後改善される予定があるのか、見解を伺っておきたいと思います。

次に、大項目の3、いじめへのアプローチについて再質問を行います。

教育長からそれぞれ答弁いただきました。改めて本市の教育行政におけるいじめに対する取組、そうした強い覚悟もそうですけれども、労を惜しまずに厳しく当たっているという答弁をいただきました。また、取組について、調査組織も充実させているという答弁もいただいております。

実は、これ先ほどの国際女性会議WAW同様、先週の12月3日土曜日、寝屋川市でいじめ対策サミットというのが開催されておりました。いじめ問題に積極的に取り組む市長をはじめ教育関係者、学識経験者、いじめ被害者の家族が一堂に会して、いじめ問題に関するディスカッションや、いじめの

解決に向けた意見交流等が行われていることが報道されています。

サミットの第1部では、教育関係者によるパネルディスカッション、テーマ「いじめ問題に対する教育的アプローチのジレンマ」、第2部は、いじめ問題に取り組む市長の挑戦として、取組発表、テーマ「寝屋川モデルいじめゼロに向けた新アプローチ」、発表者は寝屋川市の広瀬慶輔市長、その後、いじめ問題に積極的に取り組む市長によるディスカッション、「新たないじめゼロへのアプローチの必要性」をテーマとして開かれ、参加者は旭川市の今津寛介市長、可児市の富田成輝市長、八尾市の大松桂右市長、そして寝屋川市の広瀬慶輔市長の4名で行われております。昨年3月に旭川市で悲惨な事件が起きましたけれども、その今津寛介市長におかれましては、その自殺事件があった後、「寝屋川市に倣った制度導入を含めて条例づくりなどを検討したい、進めたい」と言って、昨年12月に寝屋川市に視察に訪れられております。続けて、第3部では、いじめの被害者等による意見交流、テーマを「いじめ問題の実態と解決に向けたアプローチ」として、参加者は第2部で参加されていた4市長といじめ被害者のご家族で行われています。

このいじめ対策サミットの様子、後日、寝屋川市のホームページでアーカイブ配信を実施されることなので、現在はまだしていないのですけれども、注視しておこうかなと私は考えております。ぜひ木島教育長、そして佐藤市長にもお時間があればご覧いただき、こうした取組に共有していただければ幸いに存じております。

再質問としては、この(3)の新たないじめへのアプローチについてに絞って質問させていただきます。

いじめ問題における本市における強い気持ちは重々理解した上で、私の考えを述べながら要望と質問をさせていただきます。

教育といったアプローチの限界、これは教育委員会や学校現場、教職員に問題があるということではないと私も思っています。寝屋川市は、学校現場に問題があるのではないかという予断を排除し、システムに問題があるということを前提に制度設計をされています。本市に限らず多くの教育現場で、先生方、実際99%のいじめ問題を解決されていると考えています。ただ、残りの1%以下で重大なケースが発生してしまい、それまでうまくいっていた教育的アプローチがゆがめられるということは大変残念なことだと私も考えています。先生方や教育委員会におかれましては、これまで以上に教育的アプローチに力を入れて進めていただきたいと思います。

ただ、その中で、重大ケースが起り得ることも危機管理として想定しなければならないと考えます。貴い命が失われることは阻止しなければならない。では、具体的にどうしていくのだ、そういった議論を行わなければいけない。子供たちの命を守るために市教育委員会だけではなく、市全体として考え、解決しなければならない、取り組まなければならないと考えます。もちろん教育委員会制度の意義として、政治的中立性の確保や教育委員会制度の特性としての市長からの独立性、行政委員会の一つとして独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより市長への権限の集中を防止し、中立的、専門的な行政運営を担保するという事は理解しております。寝屋川市の取組においても、行政の教育介入に当たるのではないかと指摘があったそうです。ただ、法の趣旨に反する行動は許されない。寝屋川市の監察課の活動は、人権侵害に対応する専門部局としての活動であって、教育内容への介入には当たらず、中立性は侵していないという考えを示されております。

佐藤市長も議員であられた際、一般質問でいじめ問題について、「全国的にいじめなどによる自殺や、また、いじめにより死に至ってしまうという悲しい事件が相次いでおります。今現在、同じ時代に生まれている大人として、そういったお子さんたちを守り切れなかった環境をつくってしまった

ることを私自身、心から反省をいたしております。また、貴い命をなくしてしまった子供たちが伝えようとしているメッセージを重く受け止め、そういったことを何としても食い止めたいと強く思っております」という考えを示されていらっしゃいます。いかがでしょう、木島教育長と佐藤市長とで一度この寝屋川市の取組を参考にさせていただいて、そして今述べた佐藤市長の考えも鑑み、本市のいじめ問題の対策について行政的アプローチを含めてしっかりと話し合っただけでないのでしょうか。地方公共団体の市長と教育委員会が教育政策について協議、調整する会議体である本市の総合教育会議の議題としてぜひご協議いただけないでしょうか、教育長と市長それぞれにその可能性について伺うとともに、改めて行政的アプローチについての見解を伺い、2回目の質問とします。

〔答弁〕市長

沖本議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今回の組織の見直しに際しまして、危機管理体制の対応をどのように図っているのかといった趣旨の内容だと捉えております。安海議員の総括質疑の中でも私のこの組織の見直しに對しましての思いについて答弁をさせていただきましたが、特に新型コロナウイルス感染症の対応に關しまして、迅速、そして柔軟な対応ができるような組織ということを強く思わせていただきました。これは新型コロナウイルス感染症だけではなく、新たな課題などに対しましても、そのような対応ができる組織にしていかななくてはならないといった思いを強く持たせていただきました。それは危機管理という部分にも当たると考えております。なので、組織全体といたしまして、分野横断的な課題や緊急的な課題に迅速かつ柔軟に対応できる体制を見直したということが、まず大きなポイントであると考えております。

そして危機管理課に關しましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、防災計画係、災害対策係と2係とさせていただきます。これは危機管理事案に對しまして、より迅速かつ的確に対応するためといった考えがございます。そして職につきましては、人事に係ることでございますので現時点で詳しいところを言及することは差し控させていただきますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、これまで防災、危機管理に關する知識や経験を培ってこられた退職自衛官の方には引き続き任に就いていただくことも含め、平時から災害発生時への対応能力の向上に努めていく、この強化に努めていくという考えに変わりはございませんので、そういった形でまた皆様にもお示しができる時期が来ましたらご理解をいただけるものと考えておりますが、そのような考えで今回の組織の見直しをさせていただきます。

また、いじめの問題についてでございます。

私も議員時代にいじめについては何度かこの議場で取り上げさせていただきました。その際にもお話をさせていただきましたが、私自身、小学校の頃に大変深刻ないじめに遭っていたという経験もございまして、いじめは人権侵害という言葉は、本当にそのとおりで感じております。

そしていじめに悩み苦しむお子さんたち、そしてそれが要因で命を絶ってしまうということは絶対に食い止めなくてはならない、これは私たち大人が取り組んでいかななくてはならない課題だと強く思っております。寝屋川市の取組もしっかりと研究をさせていただいて、教育長ともその辺りについて話し合いをしながら、総合教育会議などでも議題とさせていただきたいと考えております。以上でございます。

〔答弁〕市長室長

地域防災計画や避難所運営に關する指針について、今後改善する予定があるのかという質問にお答

えをいたします。

地域防災計画や避難所運営に関する指針等の記載事項につきましては、女性の視点を幅広く取り入れていくことが非常に重要であると捉えております。本調査結果を踏まえた中で、一つずつできることから取組を進め、指針等についての改善を図ってまいります。

〔答弁〕 総務部長

第五次男女共同参画基本計画における成果目標について再質問をいただきました。

議員おっしゃるとおり、指導的地位に占める女性の割合について、成果目標の数値ありきではなく、それを目指すための手段が重要になるということで、先ほど答弁させていただきましたが、職員の意識などを把握した上で職場環境を充実させていくことも必要と考えますので、今後、機会を捉えて職員向けの意識調査について検討してまいります。

〔答弁〕 消防長

再質問いただきました。消防管理職への女性登用の今後を見据えた見解についてですが、女性消防吏員については、現在のところ管理職となる経験など、一定の水準に達していないのが現状であります。今後、本人の能力等を重視した中で管理職となる可能性は十分にあるものと考えます。

〔答弁〕 教育長

本市のいじめ問題の対策について、行政的アプローチを含めて総合教育会議の議題として協議することについてご質問いただきました。

いじめ問題については、今日的教育課題として最も重要な課題の一つであると私も認識しております。沖本議員からご紹介いただいた寝屋川市の取組など、様々なアプローチを考えていくことは必要であると考えています。いじめ問題について、総合教育会議の議題としてはどうかとのことについてですが、もともと総合教育会議は滋賀県でのいじめ事件をきっかけとして設置されたものであり、いじめ問題について市長と教育委員とが協議し、異なる立場からいじめ問題を考えていくことは非常に大切なことだと考えております。教育委員会と市長部局が、それぞれいじめ相談を受け付ける大阪府寝屋川市の取組などを参考に、併用できる効果的な仕組みを模索できたらと思っております。